

## 福祉厚生常任委員会記録【未校正速報版】

○招集日時	令和6年 3月 8日(金) 午前10時00分
○招集場所	議事堂大会議室
○出席委員	委員長 久保田真澄 副委員長 杉山尊宣 委員 古谷貴子 〃 根岸裕美子 〃 岩澤信 〃 金澤克仁 〃 山野井隆 〃 遠山智恵子
○欠席委員	なし
○出席説明員	総務部長 鈴木文江 財政部長 田中英樹 福祉部長 彦坂哲 健康増進部長 渡来真一 福祉部次長 下田浩 会計管理者 石塚幸夫 総務課長 松崎剛 人事課長 軽部幸雄 財政課長 海老原輝夫 納税課長 三浦雄司 高齢福祉課長 秋山和也 障害福祉課長 鈴木哲也 子育て支援課長 佐藤睦子 健康づくり推進課長 香取美弥 国保年金課長 関口勝己 保健センター長 助川直美 財政課副参事 谷池公治 人事課副参事 山下拓

社会福祉課副参事	根本真人
高齢福祉課副参事	井橋久美子
子育て支援課副参事	松崎智幸
納税課長補佐	細井大悟
高齢福祉課長補佐	木村充之
高齢福祉課長補佐	井上秀和
子育て支援課長補佐	飯塚千絵子
健康づくり推進課長補佐	櫻井裕久
国保年金課長補佐	倉持哲也
国保年金課長補佐	海老原祐子
保健センター課長補佐	野添智子
○職務のため出席した者	議会事務局長 吉田文彦
	議会事務局主事 柴哲次郎

- 付託事件
- 議案第7号 取手市介護保険条例の一部を改正する条例について
  - 議案第8号 取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
  - 議案第9号 取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
  - 議案第10号 取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
  - 議案第11号 取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
  - 議案第12号 取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
  - 議案第13号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
  - 議案第14号 取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第23号 令和5年度取手市一般会計補正予算（第12号）（所管事項）

議案第 2 5 号 令和 5 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 3 号)

議案第 2 6 号 令和 5 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第  
3 号)

議案第 2 7 号 令和 5 年度取手市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 3 1 号 令和 6 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 3 2 号 令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 3 3 号 令和 6 年度取手市介護保険特別会計予算

○調査事件 所管事務調査 (令和 5 年度第 2 回意見交換会時のご意見・ご要望につい  
て、その他)

### ○審査の経過

午前 10 時 02 分開議

○久保田委員長 ただいまの出席委員数 8 名。定足数に達していますので会議は成立しま  
す。

ただいまから、福祉厚生常任委員会を開会します。

本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信いたします。また、配信  
は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った 360 度の動画配信も行  
います。そのため、市議会ユーチューブサイトから 2 種類のライブ配信を御覧いただけま  
す。

それでは、審査を行います。当委員会の審査順序は、サイドブック스에登載したとおり  
です。各委員に申し上げます。各常任委員会に分割付託された一般会計補正予算に対する  
質疑及び付託議案外質疑について事前通告すること、また各常任委員会に分割付託された  
一般会計補正予算に対する質疑への答弁を聞いて、疑問が残った委員からの議論を深める  
質疑を認めていくことが、議会運営委員会において決定していますのでご理解願います。  
さらに、質疑は一問一答とし、1 議題につき質疑のみで 5 分間です。質疑時間残り 1 分で  
ベルを 1 回、質疑時間終了でベルを 2 回鳴らします。御承知おき願います。また、発  
言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後発言するようお願いいたします。

執行部の皆さんに申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を  
述べてから答弁に入ってくださいますようお願い申し上げます。

最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽  
微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただき、真の質疑を行うようあらかじめ申し  
上げます。

それでは、議案第 7 号、取手市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とい  
たします。本件につきましては、2 月 26 日にオンラインにより詳細な説明が行われてお  
ります。

お諮りいたします。議案第 7 号について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手願  
います。

[賛成者挙手]

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第7号については、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。まず基金を活用していたというところでは、前もって説明は聞いてますので、そこは評価をしていきたいと思ってます。ただ、課税——階層ですか——が値上げするということでは、多少疑義が残るところなんですけど。国に合わせて今回、階層を14から13に戻す——戻すという言葉が適切かどうか——13階層にするということなんですが、その点について、内部——取手市としては何か検討というか、研究されたんでしょうか。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 高齢福祉課、秋山です。お答えいたします。こちら、介護保険基準の階層——段階に関しましては、13——国の13階層以上ということで国からの指針が出ておまして、各自治体においてもその13階層を基本として多段階に設定が可能ということになっております。これまで、先ほど委員の御指摘のとおり、現在取手市の段階が14段階ということがございますので、今回、国が9段階から13段階になったということで、国が取手市の現在の状況に近づいてきたということで、今回は国に合わせて13段階の設定とさせていただきます。

○遠山委員 以上です。

○久保田委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久保田委員長 質疑なしと認めます。これで議案第7号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第8号から議案第11号までを一括議題といたします。本件につきましては、2月26日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第8号から議案第11号について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第8号から議案第11号までについては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

根岸委員。

○根岸委員 よろしくお願いたします。まず、議案第8号から参ります。この議案改正によって、ケアマネジャーの1人当たりの取扱い可能数が、これまで35件だったものが44件、さらに事務員を配置することによって49件まで増やせることになりました。ですが、現状の状況を見てますと、労務管理上妥当なのかというところに疑問を感じております。本市は保育士の配置を国の基準より手厚くしております。ケアマネジャーに関しても、国の示す上限としては44としても、それ以下を基礎自治体として選択するということは

できたのでしょうか。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 高齢福祉課、秋山でございます。御質疑に答弁いたします。当市では、平成30年度に指定居宅介護支援事業所についての事務権限が移譲されたことを受け、市の条例を制定いたしました。この市条例の基準については、国の示す基準の考え方を受け定めることとなります。各基準には従うべき基準、標準とするべき基準、また参酌すべき基準に分類されます。この従業員の員数については、従うべき基準と国が定めており、市町村が国の示す基準をそのまま遵守する形となります。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。現状をいろんなところでお伺いするんですけども、本市では、介護認定を受けても利用者が自らケアマネジャーを探すようにと促されると伺ってるんですけども、状況はいかがでしょうか。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えします。介護保険制度において、居宅介護支援事業所——いわゆるケアマネ事業所の利用を含む全てのサービスは、利用者とサービス提供者の間の契約に基づき提供されております。そのため、保険者である市が要介護認定を受けた被保険者に対しては、ケアマネジャーは自由に選べますよということで御案内をお知らせしております。しかしながら、昨今の要介護認定取得者の増加に対しまして、ケアマネジャーの人数がほぼ横ばいという状況から、事業所に連絡したら、今うちはいっぱいです、と回答されるような状況があることも伺っております。保険者としては、市内の居宅介護支援事業所の一覧表を作成し被保険者に提供するなど、また市内・市外の複数の事業所に問合せいただくことをお勧めするなどして対応したいと考えております。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。市民のほうでも、認定を受けると、何か紹介してくれるのではないかといいところもあったりするようなので、その辺はお互いの情報を是正していく必要があるのかなと感じました。

続きまして、議案第9号、第10号の共通項目としてお伺いします。管理者の兼務範囲の明確化はサービス提供が増える可能性が広がる一方、管理者にとっての労務管理としてはどうかと感じております。余計に管理者に負担がかかってしまって離職につながらないか、疑念というか、心配をしてるんですけども、いかがでしょうか。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えします。今回の管理者に関する基準の見直しでございますが、国は介護人材の不足を踏まえ、より効率的なサービス提供の推進の観点から改正に至ったとしております。議員ご指摘の——失礼しました、委員ご指摘の管理者の労務管理については、第一には、これまで同様、その管理者を雇用する事業主さんが配慮いただくべき点と考えております。また、指定権者の市としては、提供される介護サービスの質が担保されることが重要ですので、その点は各事業所の状況を検査などの際に確認していくことになろうと考えております。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。続きまして、身体介——身体拘束等に対しての適正化が図られたんですけれども、適正に行われているかをどのように、誰が判断するのでしょうか。適正化とありますが、基準というものはあるのでしょうか。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。身体的拘束に関しまして、各今回の議案のほうに該当するサービスに盛り込まれたところでございます。身体的拘束については、当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き行ってはならないという考え方が、それぞれのサービスの中で統一され、明記されていないサービスについても、今回明記されたものでございます。そういった考えに基づいて行うということが、各サービスの中で統一されたというふうに考えております。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。利用者ですとか、その職務に就いている方を守るという形での身体拘束というのはやむを得ない場合ということで、今回条文に入っているわけですが、この身体拘束についてというのをしっかり見定めていかななくてはならないと思うんですけれども、そちらに関しての監査はどのように行われているのでしょうか。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 今回——お答えします。今回、議案となっております、指定居宅介護支援事業所また地域密着型サービスについては、取手市が指定権限とともに監督の権限がございます。それぞれの施設のほうに担当者——市の担当者が伺いまして検査をすることでございますので、今後この改正を受けまして、検査項目のほうでこの点が重要視されると考えております。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。では最後に議案第 11 号、面接にテレビ電話装置等を使用してもよいとなっております。今、居宅介護事業所——たしか 31 事業所、取手市内であったと伺っていると思うんですけれども、どの程度の事業所が対応できるかというのは把握していらっしゃいますでしょうか。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えします。この議案第 11 号のテレビ電話の利用可という件でございますが、この改正をどの程度の事業者が対応できるかについては、令和 6 年 4 月 1 日からの改正となりますので、今後事業所の検査などの際に確認していくことになろうかと思っております。また、今後の効果に関しましては、引き続き国などで検証が行われるのではないかとこのように捉えております。

○根岸委員 以上です。

○久保田委員長 続いて、ほかにありませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。今、根岸委員の質疑が行われたので、そこは重複は避けたいと思います。現場に大変——結構しわ寄せというか、全てなんですけど——一括なんですけど

……。

○久保田委員長 そろそろ入ってください。

遠山委員、すみません、どの議案について。

○遠山委員 議案第8号、それから9号、10号、11号に関して共通してるかなと思って、そういう意味で一括とちょっと簡略しちゃったんですけども。現場にとっては、人員の点ですとかケアマネに負担が行くとか、そういったところで。あと、公開をしていく——ネット、そういったことは見える化というところで——可視化されるというところでは、市民にとって、利用者にとってはいいのかなという点もあるんですけども、事業所等にとっては結構負担が行く点もあるのかなと、共通して思われるんですが、その点どうでしょうか。答えられる形で——推移を見ていくという感じ……。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。今、議案第8号から11号に関してのことということで御質疑いただきました。今回8号には従業員数の取扱いが改正されました。また9号・10号等では、先ほど根岸委員からも御質疑ありましたテレビ電話の利用が可になった。それから、モニタリングについて、これまで訪問しての利用者との面接が毎月であったものが、2か月に一遍、その行かない月はテレビ電話を使ってもいいよというような形になりました。これはそれぞれの居宅介護支援事業所ですとか、地域密着型サービスが行える事務の範囲が広がったということで国は示しているのだろうと、私どもは捉えております。その中で各事業所がどうやって、それをどのように採用していくかについては、それぞれの事業所の規模もあろうかと思いますが、その選択肢が広がったということは、働いている皆様の働き方の幅が広がったというようには評価したいと思っております。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。11号に関して、要支援1、要支援2のサービスのケアプラン作成とかって入っているんですけども、何か報道によると、こういったことが有料化される——今までは無料だったのが有料化されるという指摘もあるんです——取り上げられているんですけど、その点については、今この時点でもう来てますよね、国から。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 今回、この議案に関しましては、令和6年4月1日からの改正に関する議案の改正とさせていただいております。その他、今回の国の改正においては様々な議論があったところではございますが、その点に関しましては引き続き、国のほうで議論をされて、後ほどこちらのほうに下りてくるものと考えております。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 事業所等では介護保険関連の新聞などもあるようで、ちょっとそれを見せてもらったら、もう既に処遇改善加算金額だとか、そういった点も入っているので、6月、7月——6月にそれが明確化されて、7月からそういった形で動き出すのかなというふうに思っているんですけど、ちょっと理解違いますか。

〔「まだ決まってません」と呼ぶ者あり〕

○遠山委員 分かるところでいいんですけど、まだ分からないってこと。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齡福祉課長 事業所への処遇改善加算に関しましては、厚労省から茨城県を通じまして各事業所のほうに通知されているところでございますし、各種報道があるところでございますが、当市がそこに関して何か判断するところではございませんので、各事業所にはしっかりとその通知を受けて、御対応いただきたいと考えているところでございます。

○遠山委員 分かりました。

○久保田委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 質疑なしと認めます。これで議案第 8 号から議案第 11 号までの質疑を打ち切ります。

次に、議案第 12 号、取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本件につきましては、2月26日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 12 号について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 12 号については、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 質疑なしと認めます。これで、議案第 12 号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第 13 号、取手市国民健康保険条例——もとい、国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本件につきましては、2月26日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 13 号について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 13 号については、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 質疑なしと認めます。これで、議案第 13 号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第 14 号、取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本件につきましては、2月26日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 14 号について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕



○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 14 号については、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 質疑なしと認めます。これで議案第 14 号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第 23 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 12 号）（所管事項）を議題といたします。本件につきましては、2 月 26 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。ただいま議題となっている事件について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、本件については、説明を省略することに決定しました。委員各位と執行部の皆さんに申し上げます。本件における質疑は通告制で行うことになっております。これから質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は、遠山委員 1 人からありました。

それでは、遠山委員。

○遠山委員 議案第 23 号の所管事項というところで質疑をさせていただきます。まず、民生費で 28 ページになります。扶助費ということで生活保護の中なんですけれども、生活保護に要する経費というところで医療扶助が 2,900 万円ということで、随分増額補正されているという、このことなんです、これちょうど 3 月に当たっての通常の額の程度なのか、それともちょっと少し多いのかなというふうに思ったんで、その辺の経緯というか、状況を説明ください。

○久保田委員長 根本副参事。

○根本社会福祉課副参事 社会福祉課、根本でございます。遠山委員の御質疑にお答えいたします。生活保護受給世帯が年々増加傾向にある中で、生活保護費については、12 月議会においても補正予算の議決をいただいたところですが、年度末に向けて改めて推計値を算出したところ、医療扶助の不足が見込まれたために、さらに追加で 2,900 万円の増額補正を上程させていただいたものです。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 相当医療扶助費は増えているなあという。利用者というか、給付を受けている方のちょっと——何ていうんだ——健康面でいろいろと問題というか、あるということで認識をしたいと思うんですが、中には、なかなかその病院にかかり——かからないというか、控えているという、ちょっとそういう状況をかいま見ることがあるんですが、病院によっては、診療所によっては、生活保護を受けている・受けていないか確認の上でというような、そういう説明をされてるかと思うんですが、その辺はどうなんですかね。皆さん普通に自由というか、お医者さんにかかっているんですかね。

○久保田委員長 根本副参事。

○根本社会福祉課副参事 お答えいたします。ちょっと私の記憶では、精神疾患を持って

いる方で、そういった病識を持っていなく、病院にかからないという方が多々いらっしゃるかなという印象があります。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。続いて次の30ページになります。衛生費の予防費のところで予防接種委託料が3,000万円という——結構大きいなと思って、その辺の経緯を説明願いたいと思います。

○久保田委員長 野添補佐。

○野添保健センター課長補佐 保健センターの野添です。お答えいたします。予防接種に要する経費の減額理由についてですが、理由が2つあります。1つは、風疹の追加的対策に関する実績数の減によるもので、この事業は風疹の追加的対策として平成31年度から令和6年度まで、昭和37年4月2日生まれから昭和54年4月1日生まれまでの男性を対象に、風疹の抗体検査と予防接種を無料で実施する事業です。令和5年度で5年目を迎えた事業で、対象者が固定されていることから抗体検査を受ける方が減少し、その結果に伴う予防接種者数が減少したことから減額補正となったものになります。そしてもう一つの理由が、HPV——ヒトパピローマウイルスワクチン接種者数の減によるものです。令和4年度から国の方針が積極的勧奨になったことで、予防——定期予防接種及びキャッチアップ対象者に対し接種勧奨を実施しています。令和5年度も対象者全員に個別通知をして、広報・ホームページや、はたちのつどい、そしてレッツトライ高校生講座等で周知を徹底してきたんですが、接種率が伸び悩んだということで減額補正となったものです。以上です。

○久保田委員長 いいですか。

○遠山委員 はい。

○久保田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 以上で、この議題の通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。他の委員の質疑応答の経過から疑義がある委員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 なしと認めます。これで、議案第23号についての質疑を打ち切ります。

次に、議案第25号から議案第27号までを一括議題といたします。本件につきましては、2月26日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第25号から議案第27号までについて、説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第25号から議案第27号までについては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 質疑なしと認めます。これで議案第25号から議案第27号までの質疑を

打ち切ります。

次に、議案第 31 号及び議案第 32 号を一括議題といたします。本件につきましては、2 月 26 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 31 号及び議案第 32 号について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 31 号及び議案第 32 号については、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

遠山委員。

○遠山委員 議案第 31 号のどこ——あれ、ちょっと待って 31 だっけか——保険税の 42 ページで——いいんでしたね。すみません、31 号、42 ページになるんですが、保険税の督促手数料が上がっています。何件なんですか、これ。ちょっと状況をお示してください。

○久保田委員長 どなたがお答えになりますか。

三浦課長。

○三浦納税課長 申し訳ございません。納税課、三浦と申します。件数につきましては、こちらは例年——昨年と同じということで 130 万円で上げておりまして、件数までは把握は——把握というか、きっちり把握しておりません。——申し訳ございません。

○遠山委員 結局国保だけじゃないから……

○三浦納税課長 申し訳ございません。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦納税課長 ちょっと数字を見間違えまして、昨年が 150 万円、今回 130 万円ということで数字を上げておりますけども、ここ数年、収納率のほうがかっちり上がっておりまして、滞納者が減っているという状況がございます。それで今回、その督促にかかる手数料のほうが減額になっているような状況でございます。申し訳ございません。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。次の 32 号になりますか、これ後期高齢——介護保険のほか、これ、後期高齢は県となるので、こちらでいいです。

○久保田委員長 いいですか。ほかにありませんか。

根岸委員。

○根岸委員 議案第 31 号についてお伺いします。予算説明書の 150 ページなんですけれども、特定健康診査等事業に関する経費についてです。表があります——対象者・受診者・受診率の表があるんですけども、今回令和 6 年度の予算で健診受診率が 41.6%に設定されております。こちらの理由を伺いたいと思います。これまで実績は例年 30%台であるのに対して、令和 5 年度の目標は 51.3%でした。今回 10%下げた理由をお伺いします。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 国保年金課、関口です。ただいまの御質疑に答弁させていただきます。令和 5 年度から令和 6 年度の受診率が引き下がった理由につきましては、予算編成に

において、国の目標値である60%を目標としてこれまでは予算編成のほうを行ってまいりました。しかし決算を迎えたときに30%の実施率だと、不用額がかなり大きな不用額になってしまいます。そのため、令和6年度の受診率を改めて設定し直して、この目標値を定めて予算編成のほうを行った次第でございます。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 予算編成としては、決算は3割程度だったので、これまで6割というところの目標から勘案して5割にして令和5年度は51.3%だった。それをさらに10%下げたところの理由をお伺いしたいんですけども。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 こちら第3期のデータヘルス計画の中の年度目標値に、令和6年度につきましては40%目標という設定値を定めたところでございます。それに合わせまして、予算編成についても同じ目標率で設定したというような状況でございます。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 計画値ということですね、分かりました。これまでいろんな取組をしながらも、コロナもあって受診率というのがなかなか上がらないところだと捉えております。課題は何だと考えていらっしゃるでしょうか。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。まず、大きな課題としては2点ほど考えられる要因があると考えております。まず1点目は、令和2年度のコロナ禍において、今まで健診会場についての定員数を予約制にしたことで、削減をしたといたしますか、ちょっと状況を狭めたということが一つ影響しているのかなと思います。もう1点は、やはり若年層、40歳から64歳までの方の健康意識も含めた、その健診に関する啓発、その辺のところの一つ大きな課題と考えておるところでございます。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 受診の定員数をちょっと絞っているということと、あと若年層といたしますか——40代——働き盛りの方たちの受診の率がなかなか上がっていかないというところが、2つの大きな課題だということと理解いたしました。この2つの——この2つの課題をクリアするために、取組などありましたらお願いいたします。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。まず先ほど申し上げました1点目の予約導入——予約制限による受診の定員数の制限というところについては、令和6年度の予算編成においては定員数の増員ということで、令和5年度と比較して7日間日数を——健診の日数を増やしております。人数としては約1,600人を令和6年度よりは増やすような形で、人数のほうを増やしている状況です。もう1点目、受診率の低い年齢層——40から64歳の方につきましては、やはり平日の受診というのはなかなかちょっと難しいのかなというところもございますので、令和6年度につきましては、土日祝日——やはり6日間を令和5年度より増やしております。さらに夜間1日を増やすというようなことで、なるべく若い年代層が受診しやすい環境の整備を行ったというところでございます。以上です。

○久保田委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 質疑なしと認めます。これで、議案第 31 号及び議案第 32 号までの質疑を打ち切ります。

次に、議案第 33 号、令和 6 年度取手市介護保険特別会計予算を議題といたします。本件につきましては、2 月 26 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 33 号について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 33 号については、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

根岸委員。

○根岸委員 議案第 33 号、予算説明書の 167 ページから 68 ページにかけてになります。介護予防生活支援サービス事業に要する経費の中で、有償・無償のボランティア等により提供される住民主体の支援として、訪問型サービスと通所型サービスを合わせて 5 団体に補助金交付をされております。ですけれども、この交付団体の数って、もう例年ほぼほぼ固定化されていてなかなか増えていない状況かと思えます。地域包括ケアシステムに関わる人を増やすという意味でも、活動をもっと活発になったりですとか、あと参加団体が増えれば——増えることが重要なのではないかと考えておりますが、そういう担い手が増える——増やすための取組というのはされてますでしょうか。

○久保田委員長 井橋副参事。

○井橋高齢福祉課副参事 高齢福祉課の井橋です。お答えさせていただきます。地域包括支援センターと生活コーディネーターが中心となって、地域支え合いづくり推進協議会というものを実施しておりますが、その中で地域の実情に合わせながら地域で支え合う体制づくりを行っております。各地域の自主活動の団体の把握や、補助金等の紹介をしたりとか、立ち上げの支援などを行って、対象者——対象の団体を増やすことをさせていただいております。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 ぜひ推進のほうに力を入れていただきたいと思えます。この日常生活サービス——総合事業に対する補助金の中身についてなんですけれども、補助対象経費というのが要綱に示されております。使用料ですとか消耗品費、材料費、通信運搬費とかなんですけれども、その中に管理運営費というのはない——項目としてないんですよ。ただ、訪問型サービスなどは、介護保険と同じように、やっぱりサービス提供の際にコーディネートというところに非常に時間と労力がかかるんですよ。そういった費目もあるとさらに活動を後押しすることになると思うんですけれども、検討はできますでしょうか。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 高齢福祉課、秋山でございます。御質疑にお答えいたします。今委

員より御指摘ありましたとおり、この補助金に関しましては交付要綱を定めまして、その金額、対象経費を定めております。こちらは市が定める要綱でございますので、その辺は市町村においてどういった経費をどの程度補助金として設定するのかは裁量がございます。他市の事例も参考にしながら、今後また随時見直しも考えていこうとは思っております。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 市町村によって要綱を変えることが可能ということなので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。今まで頑張ってくれている5団体の方にもヒアリングなどされて、どういうところが必要なのかというのをちょっと調査をしていただければと思います。以上です。

○久保田委員長 そのほかありませんか。

遠山委員。

○遠山委員 予算書の117ページになります。上段で滞納繰越分が上がっているんですが、これというのは、いずれというか、不納欠損のほうにつながるような件数なんだろうか、ケースなのかなというふうにちょっと受け止めてるんですが、一概にそうとは言えないのか、ちょっとその辺の状況を説明ください。

○久保田委員長 どなたが答弁いたしますか。

秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。高齢福祉課、秋山でございます。ただいま歳入、介護保険料に関しましての御質疑でございました。介護保険料に関しましてはこちら高齢福祉課のほうで担当しておりますので、その債権に関しましても当年度分、それから過年度分に関しましても、その取扱いについてはしっかりと年度末に向けまして取扱いで——取り扱っていくというふうに考えております。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 介護保険制度の場合、滞納——というか、保険料が支払われないとサービスが受けられないというような、そういう制度になっているかと思うんですが、その辺との兼ね合いをちょっと心配しているところです。そういったケースはこれまであったのか、なかったのかというのをちょっと、どうですか。この「前年度以前分」と出てるものですか、滞納繰越分で。その辺がどういう状況なのかなと思ひまして。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。介護保険料に関しましては、納めていただけない、未納が発生した段階での督促等を行っておるところでございますが、先ほど委員おっしゃったとおり、未納がありますと保険の給付に制限がかかる場合がございます。これは法で決まるところもございますので、その部分に関しましては、そういった方が介護認定をお取りになった、その際にも、介護認定を取りましたけども、この部分が未納になっておりますよということで制度の周知を改めてしているところがございます。引き続き、そういったことを丁寧にやっていきたいと考えております。

○久保田委員長 遠山委員。

○**遠山委員** 丁寧に対応していただいているというところで認識をしたいと思います。

同じページなんですけど、一番下段で介護保険保険者努力支援交付金が2,000万円入る予定だという、予算ですからね。どういった面でこの努力支援というのは交付されるんでしょうか。これ、取手市の特徴とも言えるのかどうなのか、その辺を含めてちょっと説明をお願いしたいと思います。

○**久保田委員長** 井橋副参事。

○**井橋高齢福祉課副参事** 高齢福祉課の井橋です。お答えさせていただきます。補助金に関しては、国が出しております指針に沿って、そこをどこまでやって——各市町村が行っているのかというような状況に応じての補助金の交付になってくる状態です。

○**久保田委員長** 遠山委員。

○**遠山委員** というと、ほかの市町村も大体国に合わせてやってれば、こういった交付金は受けられるというようなことでいいんでしょうかね。比較的取手市さんはよくやっているので——ちょっと県のほうに行ったときにそういう説明受けたものですから、何か特徴的なものがあるのかなというふうに思って質疑をしました。あとは、大元、国の制度によるものというふうに受け止めてはいるんで、あと現場の声をしっかり受け止めながらやっていただきたいと思います。

それと今、根岸委員のほうからも質疑出ました、地域支え合い協議会の件なんですけど、第5圏域の場合、途中から始まったということで、その辺は経過を見ていきたいということで私もその辺は理解していたんですけど、そろそろ2年たつので、どうなんですか、そういった方向で新年度は向かうという、そういう計画というか、話し合いはされてるんでしょうか。

○**久保田委員長** 秋山課長。

○**秋山高齢福祉課長** お答えいたします。委員ご指摘のとおり、日常生活圏域、第4圏域及び第5圏域に関しましては、それぞれ藤代中学校学区、藤代南中学校学区に分かれています。ここは地域包括支援センターが第5圏域に新しく新設されたところがございます。地域支え合いづくりに関しましては、第4圏域・第5圏域を合わせて現在のところ行っているところがございます。時期が醸成しまして、そして取り組んでいただく方が——基盤がある程度整備してきた場合には、それぞれ第4圏域に一つ、第5圏域に一つというようなことを将来的には考えておりますが、令和6年度に関しましては引き続き第4・第5圏域を一体として行っていくというように考えております。

○**久保田委員長** 遠山委員。

○**遠山委員** 地域からは、せっかくできた、立ち上がってくれたので、そろそろ地域からのボランティアというか、協力できるような人も人材の発掘と併せてやっていく必要があるんじゃないか、という声も届いているし、実際市民の方から見守り隊なども始まっているということで、それって、この地域支え合いの何か——はしりというか、そこをカバーするような、フォローしてくれるような活動をしてくれるんだなというふうに私は思っているんですけど、やっぱりそういう意味では委託料も入って、しっかり第5圏域としては自立しながら——自立して何か取り組んでいていただきたいと思っているんですけど、そ

の辺の行政からの保険者として取手市としては働きかけというのはどうなんですか、そろそろという。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 今、第4圏域・第5圏域について、一体的に行っていくということでございます。第5圏域について、設置されてないということではございませんで、第4・第5を一体として見ていくという形になろうかと思えます。主に第5圏域に、先ほど委員がおっしゃったような地域を支えていただくような資源となる活力があれば、その方も含めて今の活動に取り込んでいきたいというように考えておりますし、支え合いコーディネーターに関しましては、第5圏域に関してもしっかりと目を向けて、そういった方がいらっしゃらないかどうかを見て活動しているというように思っておりますし、そういった取組をするように、私どもも連携していきたいと考えております。

○遠山委員 以上です。

○久保田委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 質疑なしと認めます。これで議案第33号の質疑を打ち切ります。

続いて、当委員会における付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に、質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。古谷委員、根岸委員、遠山委員の3人から通告があります。

まず、古谷委員。

○古谷委員 古谷です。よろしくお願いいたします。私のほうからは、取手市高齢者見守りキーホルダーとステッカーについて、質疑させていただきたく。私の母も4年ほど前に頂きまして、そのときバックにつけて歩いていたんですけども、現在の利用数といえますか、申込み数はどれくらいございますでしょうか。

○久保田委員長 井上補佐。

○井上高齢福祉課長補佐 高齢福祉課、井上です。古谷委員の御質疑にお答えいたします。利用者数は、令和6年2月29日現在で203名の方に御利用いただいております。以上です。

○久保田委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。思ったより少ない数で——。このステッカーもしくはキーホルダーを持つことよっての活用方法といえますか、これを持っていたために徘徊といえますか——見つけることができたというか、そういう事例がありますでしょうか。

○久保田委員長 井上補佐。

○井上高齢福祉課長補佐 保護実績の御報告でよろしいですかね。

○古谷委員 はい。

○井上高齢福祉課長補佐 保護実績につきましては、令和4年度はございませんでした。令和5年度は1件の実績がございます。以上です。

○久保田委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。予防にとっては必要なグッズかと思えます。次の



最後の質疑ですが、市として今後のこのステッカーもしくはキーホルダーについての活用方法、それから市民の皆様、そして高齢者の皆様へのアプローチといたしますか、推進をどのようにお考えでしょうか。

○久保田委員長 井上補佐。

○井上高齢福祉課長補佐 高齢福祉課、井上です。御質疑にお答えいたします。本事業は、市ホームページや民生委員さんや地域包括支援センターによる高齢者訪問、ケアマネジャーからの照会等で皆様に周知しているところでございます。ただ、潜在的にキーホルダーやステッカーを必要とされる方が一定数いらっしゃるということは考えております。外出時の不安解消や非常時の備えとして、より多くの方に利用していただくために、様々な方法で今後も周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○久保田委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。とてもすばらしいグッズだと思いますので、推進のほうよろしく願います。以上でございます。

○久保田委員長 次に、根岸委員。

○根岸委員 お願いいたします。私は、第10期取手市高齢者福祉計画・第9期取手市介護保険事業計画策定に関連してお伺いいたします。市の計画をつくるに当たっても、国の動向というのを注視しながら、それに沿ったといたしますか、関連しながらつくられているところだと思います。今回、介護保険制度というのが3年ごとの制度改正の年に当たって、2024年の改定というのがすごく遅れたわけですね。ふだんだったら夏までに大体決まってきた、そこから事務作業とか調整というのが入ってくるというところだと思うんですけども。業界や関連団体から様々な課題が指摘されて、改定内容決定に本当に時間を要したという、今回の介護保険制度改定をどう捉えていらっしゃいますでしょうか。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 高齢福祉課、秋山でございます。お答えいたします。委員からの今回の法改正・報酬改定をどう捉えているかという御質疑については、一保険者の立場からお答えできることというのは限られておりますが、取手市としては国の示した改正内容を踏まえ、保険者の裁量権限で選択できる範囲について、慎重な検討を経て条例などの改正をいたしました。例としましては、保険料の改定において、国が示しました高所得の方にある程度の負担をいただくというような点に関しまして、ある程度妥当性があると認めまして、そちらに準拠する形で改正をさせていただいたところでございます。介護保険制度は3年に一度大きな見直しになります。4月以降、市の事業計画にのっとり、円滑な介護保険運営に当たるとともに、今後、介護保険制度がどのように国民的に議論されるかについても注視してまいりたいと考えております。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。これまで、2000年から介護保険制度始まって、何度も改定、改正が重ねられて、経過とともにサービス提供者や働く人、利用する当人やその家族など、それぞれの立場で様々な問題が取り沙汰されております。現場を預かる保険者として、当市の介護保険事業計画でうたっている地域包括ケアシステムの推進には、それらの問題と

というのがどのように影響してくるのか、あるいはそれらの問題に対してどのように対応していくのか、見解をお伺いします。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えします。地域包括ケアシステムにおいては、医療機関や地域住民、地域の団体、地域包括支援センターなど様々な主体が担い手となって高齢者を支えるわけでございますが、この中で、介護が必要になった際に介護保険のサービスが提供されることは前提となっております。地域包括ケアシステムの推進には、介護サービス事業者は必要不可欠というような担い手でございます。介護事業者に関しましては、中長期的な人材の不足が国全体で課題とされております。取手市においてもその傾向の例外ではないと考えております。保険者であります取手市としては、引き続き被保険者、サービス利用者の状況を把握しながら地域での高齢者福祉の増進に当たってまいります。

○秋山高齢福祉課長 根岸委員。

○根岸委員 今回の改正の一例として訪問介護報酬の設定というのが、ほかは引上げになったのに、この訪問介護に関しては一部引下げということが問題視されています。報酬が増える人もいるけれども下がる人もいるということで、例えばその訪問介護職員の方って本当に高齢化していて、これも問題かと思えます。在宅の生活援助、身体介護を担うヘルパーさんが不足すると、家庭で介護し切れなくなり施設に頼らざるを得なくなります。でも、施設に入れなくなり、家族が介護に時間と労力を奪われて仕事を続けられない——介護離職という事態が発生します。このような負のスパイラルを冗長しかねないような法改正が続いていると私は捉えておりますが。今回は見送られたんですけども、先ほど遠山委員のほうからもあったように、要介護1・2の総合事業への移行が出たとか、あとケアプランの作成の有料化というの、今まだ検討されているところです。現状や今後の見通しをしっかりと県や国に意見・要望として上げていくことが、市民生活を守るためには必要と考えますが、そういった機会というのはあるのでしょうか。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。今回、介護保険法の改正において様々な点が議論されております。そして、改正に至ったものに関しては、今回の議案のように市の条例を改正するところに至ったところでございます。そのほか見送られたものもでございます。利用者負担割合ですとか、先ほど委員がおっしゃったケアプランの有料化、要介護1・2の取扱いがでございます。この点に関しましては、一被保険者が判断の上でお声——声を上げるというよりも、まずは国のほうで国民的議論が行われて、また3年後にどのような——3年後もしくはこの先のどのような検討がされるのか、それをまず注視していきたいと考えております。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 以前にもその意見を——今回の例えば法改正について意見聴取されたことがあるのかということも、何か1回お伺いしたかと思うんですけども、そういうことはなかったということで、現場の声というのが全く国のほうに届いてないという、考慮されていないところをひしひしと感ずるところです。そこは、今現在はそういう仕組みに

なっていないというお答えでしたので、今後またちょっとそこをどうにかしていくために考えていきたいと思えます。以上です。

○久保田委員長 最後に、遠山委員。

○遠山委員 私のほうからまず1点目、保育士の処遇改善について質疑するんですが、さきの一般質問の答弁で、新年度1年かけて、令和7年度には何らかの形を見いだしたいというような答弁かなというふうに理解したんですが、1年かけるんですかというところを聞きたいんです。

○久保田委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 子育て支援課の飯塚と申します。遠山委員の御質疑に答弁させていただきます。さきの12月議会におきまして請願が採択されたことに伴いまして、2月22日付で処理状況というのを議長宛てに提出したとおりでありますが、周辺首長連名での県知事への要望書を提出させていただきました。1年かけてというところなんですけれども、今既存にあります民間保育園の補助金制度、こちらを令和6年中に見直し、今ある既存のものは維持継続しながら、令和7年度より実施していきたいと考えております。以上になります。

○遠山委員 今——今の発言聞こえた。議会から決議も出しているということだね。あわせて——1年も待たずに、それこそ途中で実際行ってもいいのかな。もう本当切実な声が請願で出されていたので、ぜひ酌み取って取り組んでいただきたいというふうに思います。独自で加配を行っているという園も——保育園とかもあるということなので、ぜひ現状把握もされるようお願いしたいと思っています。

続いて、中央保育所の民営化について、1年かけていろいろ合同保育やってきたというところでは承知してるんですけれども、移管——もうあと1か月というところでは、移管に対しての切替え、どのようにされるのかというのをちょっと具体的にお聞きしたいです。

○久保田委員長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 子育て支援課、佐藤です。遠山委員の御質疑にお答えさせていただきます。現在、11月から行っております、民営化移管先の三星学園と現中央保育所の保育士による合同保育を、3月末まで継続し行います。令和6年1月・2月には、保護者・中央保育所・三星学園の三者で一人一人面談を行いました。移管に伴う契約事務も一通り終わっております、県からの認可が下りますのを——3月中に下りますのを待っている状況でございます。4月1日の開園に向けましてスムーズな移管ができるように、その他細部にわたり調整しております。以上でございます。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 公立から民間になるという、運営そのものよりも施設内の模様替えというか、そういったこともあるのかなと思うんですけど、その辺は1週間、希望保育は例年のごとくというところで、その子どもたちを預かりながら、保育しながらそれを行うという通常の切替えということですのでよろしいですかね。分かりました。

続いて、医療的ケア児保育について伺います。まずその要件というか、基準というか、どんなふうに行っているのかをまず伺います。

○久保田委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 子育て支援課の飯塚です。遠山委員の御質疑にお答えさせていただきます。医療的ケア児ということですが、人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引や経管栄養など医療行為が日常的に必要な児童のことを言っております。当市のほうでは医療的ケア児に関しまして、入所に関するガイドラインを設けさせていただいております。その中で6項目ほど項目を設けました。内容につきましては、喀痰吸引、血糖管理、導尿、酸素療法、経管栄養、人工肛門のケアという形で定義づけてあります。以上になります。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 そうすると、重複の障がいがある——重度ですよ、寝たきりであったりという、そういった子も対応に——対応されるという認識でよろしいですかね。

○久保田委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 重複というのはどういった——合併症があるとか、そういった形ですか。重度ってことですか。——重度、はい。そうですね、こちらのケア内容がある方につきましては、受付はさせていただくんですけども、内容によってはやはり児童の症状がいろいろとなりますので、こちらは専門家、有識者の方に入所検討会議というのを設けさせていただきまして、そちらの会議の中で集団保育の適否というのを判断しまして、そちらを通った方が入所判定会議にかけるというような形で、2段階で判定するような形を取っております。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 保育体制——職員——保育従事される方はどういった職種の方とか、その体制の面で伺います。

○久保田委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 お答えさせていただきます。受入れの児童数や症状にもよりますが、看護師につきましては原則1名、それから補助と施設の全体を担当とする看護師としてもう1名、原則2名以上の体制を想定しております。そのほか必要に応じて訪問看護の委託というのも想定しております。また、保育士につきましては、一般的に入院生活が長いことなどもありますので、発達に課題があることが想定されておりますので、児童の状況にもよりますが、クラスの担任とは別に加配の保育士を配置する予定でおります。以上となります。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 医療的ケアとなると看護師中心なのかなと思うんですけど、やっぱりあくまでも保護者からすれば、保育の場、子どもたちがいる集団の中に子どもを入れたいというふうに、そこが一番の願意だと思うんで、丁寧に行っていただきたいと思います。

3点目の入所保育所の希望がある場合、先日の説明だと永山保育所と——言ってなかった——じゃあ4か所の公立保育所を——その地域に住んでいるというところでは希望される保育所あると思うんですけど、保護者の方とか。その辺はケース・バイ・ケースで対応はされるんですか。

○久保田委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 お答えいたします。導入時点では、拠点事業といたしまして井野なないろ保育所での受入れというのを予定しております。こちらにつきましては、バリアフリー、こちらが整っていること、それから個別のケアを行える場所があるということ——プライバシーの問題もありますので、また複数体制での看護師の配置を整備する予定でいるということからになります。そのほか、市の中心部にあるということ、どの地区からも通園が容易であること、それから消防署や搬送先となる病院が近いということなど、総合的に考えてのことになります。このため、希望園が別にある場合には希望に沿えないケースというの也被考えられるんですが、こちらにつきましては御理解いただけますように、保護者には丁寧に説明してまいりたいと思っております。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。最後、生活保護特殊手当についてなんですけれども、私はあくまでもこの福祉厚生常任委員会というところで、ケースワーカーの方たちにとってこの手当の変更はどうなのかなというふうに、ちょっと、まずその点受け止めたんですが、経緯を説明頂けますか、まず。

○久保田委員長 山下副参事。

○山下人事課副参事 人事課の山下です。遠山委員の御質疑にお答えいたします。現在、社会福祉課において、査察指導員及びケースワーカーとして生活保護事務を担当する職員に対しまして、一律に月額5,000円という固定額の形で特殊勤務手当が支給されております。本来特殊勤務手当は、対象となる職務に従事した場合に支給する性質のものとされておりますので、他市における同様の改正事例等を踏まえまして、令和6年4月から現行の支給額である月額5,000円を上限としまして、職務に就いた日に対して日額500円の特殊勤務手当を支給する形に改めさせていただくものです。以上となります。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 ケースワーカーの方は月に1度、あるいはその相手方との調整もあるんでしょうけど、訪問してますよね。そういったことも——そういったことが1回につき500円というふうに、それで手当を頂くというところなんですか。

○久保田委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 人事課の軽部です。今の遠山議員の御質疑にお答え——遠山委員の御質疑にお答えさせていただきます。今回のこの日額500円というのは、先ほど答弁——お答えをさせていただきましたとおり、社会福祉課において、査察指導員及びケースワーカーとして本生活保護事務に従事する職員に対して支給しているものであって、その業務に——要は勤務した日ですね。その内容ではなくて、勤務した日に対して1日500円を支給するというものとなります。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 その内容によってというのが、ちょっとよく分からないんですよ。

[柴議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○遠山委員 (続) いろいろ苦勞されて訪問してるというのが分かるだけに、ちょっとそ

の辺、現場の声というか、どういう状況なんですか、訪問。

○久保田委員長 下田次長。

○下田福祉部次長 社会福祉課、下田です。お答えいたします。今、人事課長からのほうも話ありましたけれども、あくまでも訪問だけがケースワークではございませんで、日々の庁舎にお越しいただいた方の相談もございませし、あと電話での相談とかもございませし、全ての生活保護に係る業務を行った日という形で、今後は実績簿等をつけながら支給していくというような形になろうかと思ひます。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 で、限度額が5,000円ってなりましたよね、確か。限度額ってなかったっけ。いやいや、何か今ま——そうするとかえって限度額超えるんじゃないかなというふうに思っているんですけど、そこまで行ってないんですか。

○久保田委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 人事課の軽部です。お答えをさせていただきます。先ほどもお答えしましたとおり、現在は月額5,000円という一律固定の特殊勤務手当の支給になっておりまして、これに対して、例えば職員が20日——月20日勤務した場合は1万円——計算すると1万円の額になりますけれども、その上限を今の月額の5,000円に合わせて、そこに上限として1日当たり500円を支給するという形になります。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 いろいろ頑張ってもらっているケースワーカーの皆さんに——何かこれはマイナスなのかプラスになっていくのかって、ちょっとその辺がきわどいところかなというふうに思っているところです。お疲れさまと言って終わりにします、質疑なんです。

○久保田委員長 以上で、当委員会の付託議案外の質疑を終わります。

当委員会に付託された市長提出議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとあります。委員会での自由討議が必要と思われる議案がある方は、挙手願ひます。——ないようですので、討論・採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論・採決を行います。市長提出議案について、討論がある方は挙手願ひます。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。市長から出された今回の議案について、大きく言って介護保険については、ちょっと現場の負担に——だから、全て一括なんで介護保険全てですよ。

○山野井委員 だから第何号の……

○遠山委員 じゃあ第7号、8号、9号、10号、11号、それから予算もですよ。

〔「全部じゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○遠山委員 全部ですから、介護保険の令和6年度取手市介護保険特別会計予算も入りませし。介護保険はそれだけかな——は、現場にとって負担が行くということで——負担になっていくというのが分かりましたので、反対です。補正予算も含めてですよ。で、今回、またちょっと違つた12号は賛成です。それから……

〔「賛成するの」と呼ぶ者あり〕

○遠山委員 (続) 議案第 12 号は賛成です。保育施設に関する……

〔「いいんじゃない」と呼ぶ者あり〕

○遠山委員 (続) ん、——反対だけを言えばいいですか。でも、全部——これ全部一括というところ——まあいいや、じゃあ反対するところは、あとほか議案第 32 号ですね、後期高齢者医療特別会計です。2割3割負担人が増えてきた。それから医療保険料がまた値上げされているということから、32号、後期高齢者の医療制度は反対です。今回、国保に関しては、長年の希望だった第一子まで 18 歳以下の子どもたちの保険料が値下げされたということで賛成をしたいと思います。ということで、市長提案のほとんど言ったかなと思いますので、以上です。あとは本会議で。

○久保田委員長 遠山委員、今おっしゃられた中で、どれが反対で、どれが賛成というのを、ちょっと明確にお知らせいただけたらと思います。

○遠山委員 上から行きます。議案第 7 号、8 号、9 号、10 号、11 号、反対です。反対は、それから議案第 32 号、33 号が反対。ほかは賛成。以上です。

○久保田委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 討論なしと認めます。これで、当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより当委員会に付託された市長提出議案の採決を行います。採決は挙手によって行います。

議案第 7 号、取手市介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 7 号は可決されました。

議案第 8 号、取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 8 号は可決されました。

議案第 9 号、取手市指定密着型——もとい、取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 9 号は可決されました。

議案第 10 号、取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 10 号は可決されました。

議案第 11 号、取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 11 号は可決されました。

議案第 12 号、取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 12 号は可決されました。

議案第 13 号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 13 号は可決されました。

議案第 14 号、取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 14 号は可決されました。

議案第 23 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 12 号）（所管事項）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 23 号のうち、当委員会所管事項は可決されました。

議案第 25 号、令和 5 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 25 号は可決されました。

議案第 26 号、令和 5 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 26 号は可決されました。

議案第 27 号、令和 5 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 27 号は可決されました。

議案第 31 号、令和 6 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 31 号は可決されました。



議案第 32 号、令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 32 号は可決されました。

議案第 33 号、令和 6 年度取手市介護保険特別会計予算について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 33 号は可決されました。

これで当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。執行部の皆様お疲れさまでした。関係のない職員の皆様は退席していただいて結構です。委員はこのまま残っていただき協議を行います。

休憩します。

午前 11 時 25 分休憩

午前 11 時 44 分開議

○久保田委員長 それでは、再開します。

続いて、令和 5 年度第 2 回市民との意見交換会時のご意見・ご要望について、福祉厚生常任委員会としての回答についての協議を行います。本件については、前任期の委員会において調査し取りまとめを行いました。取りまとめて引き継がれた調査結果をサイドブックに掲載しております。先ほどの休憩中、サイドブックに掲載した表について、文言等の確認をし、一部修正をすることとなりました。修正の内容は次のとおりです。1 番目、子育て支援課のところで、最後のところ「議会として調査研究してまいります」の文を付け加えます。3 番目、国保年金課のところで、一番最後に「議会としても努力してまいります」を付け加えます。最後に、5 番目、高齢福祉課のところで「議会としても推移を見守ってまいります」の文を付け加えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

お諮りいたします。令和 5 年度第 2 回市民との意見交換会時のご意見・ご要望について、サイドブックに掲載した表を基本とし、内容は委員長に御一任いただき、調査結果を中間報告したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

最後に、その他として委員の皆様から何かございますか。

杉山副委員長。

○杉山委員 福祉厚生常任委員会として、一つテーマを持って調査していく内容を皆様とちょっと考えたいと思ってたんですけども、私としては——の意見として、先ほどからもいろいろ御意見あったんですが、保育士の処遇改善についてをちょっとテーマとして取り上げて委員会として調査していくという方向でいかがかなと思ひまして、皆様の御意見をいただきたいと思ひます。以上です。

○久保田委員長 岩澤委員。

○岩澤委員 今、杉山副委員長のほうから御提案という形だったと思うんですけど、私も12月の議会のほうで福祉の委員会で請願が出て、それを意見書として出してありますが、国・県のほうには要望という形で出していますが、現状としてやはり取手市内の保育士さんの状況というのは結構厳しいことがあると思います。ですので、この各近隣自治体の補助だったりとか、そういうものをこの委員会で調査しながら、この取手市で何ができるかというのをこの委員会でちょっと調査していければいいかなと思いますので、私も賛成——同感という形で御意見させていただきます。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 私も賛成です。今回で計画に載った4つの——4か所の公立保育所を残していく——取手市としてはということで。最後の中央保育所が今回、新年度から民営化されるんですけども。大分——以前は9か所もあったわけですよ、そうすると取手の保育行政も大分変わってきた——さま変わりしてきたというところでは、その辺も見極めというか、検証しながら——検証というとまた語弊なんだな——ちょっと見ていきながら、同じ取手の子どもたちの保育というところでは、やっぱり公立、民間あまり格差はなく——差がなくなるような方法も併せて検証していく——見ていく。そこで処遇改善に少しでもつなげられればというところで、ちょっと広く見て、取手は取手なりの処遇改善ができたらいいなというふうに思っています。ちょっとそこは付け加えておきたいなと思ひまして、杉山副委員長の提案に賛成です。

○久保田委員長 ほかにありませんか。——なしと認めます。

それでは、委員長である私からも皆様に申し上げます。令和5年12月7日の福祉厚生常任委員会にて、請願第43号、保育士等の処遇改善に関する請願を全員賛成で採択しました。それに伴い、令和5年12月12日に開催された令和5年第4回定例会の本会議にて、意見書案第6号、さらなる保育士等の処遇改善の財政措置を求める意見書についてを福祉厚生常任委員会から提出し、全員賛成で可決され、国と県に意見書を送付いたしました。しかし、保育士や保育教諭、幼稚園教諭の処遇改善については課題があり、今後の動向を注視していくことを前任期の福祉厚生常任委員長から引き継いでおります。今定例会初日に執行部から、採択された請願第43号の処理状況について報告がございました。本日、委員会に執行部が出席しておりますので、改めて請願第43号の処理状況について、報告をお願いいたします。

彦坂部長。

○彦坂福祉部長 福祉部、彦坂です。ただいまお話のございました請願の処理状況について、改めて御説明のほうをさせていただきます。令和6年2月20日付取手市発第399号におきまして、議長宛て提出いたしました処理状況ですが、こちらの処理状況の報告書の中におきましては、2点ほど内容のほうを記載いたしております。1つ目に関しては、保育士等の処遇に関しまして、基礎自治体の財政力等によって差が出ることをないよう、茨城県に対して助成事業の実施を要望するとともに、茨城県に対して市とともに国に対する要望を要請するという内容。もう1つは、助成事業につきましては、県や国——こちらについ

ては迅速には整わないということが当然見込まれますので、現在、市が実施しております保育園・認定こども園などに対する補助金制度、こちらを先ほどの御質問——御質疑の中でもございましたが、令和6年度に設置されますこども政策室におきまして、総合的にその他の制度も含めて見直した中で拡充を含めた検討のほうをいたしまして、令和7年度以降においてこちらの実施ということを考えている旨、御報告させていただいております。

その中で県への要望書なんですけれども、2月28日になんですが、それ以前より、取手市長、さらには土浦市長、龍ヶ崎市長、牛久市長、つくば市長、利根町長の5市1町の首長の方々から御賛同をいただきまして要望書のほうを作成し——繰り返しで申し訳ございません。2月の28日に茨城県庁を取手市長と牛久市長が訪ねまして、あいにく当日は大井川副知事が御入院されていたという——大井川知事が御入院されていたということで、飯塚副知事に御対応いただいたんですが、知事宛ての要望書のほうをしっかりと手渡してまいりました。その中では、福祉部長も——県の福祉部長のほうにも御対応いただきまして、県としてしっかりと受け止めていくと、そういった形での御回答のほう——お答えをいただいております。引き続き、保育所保育士の処遇改善に関しましては、福祉部、子育て支援課含めまして、さらには来年度発足予定のこども政策室の中におきましても大きな課題として受け止め、しっかりと進めてまいりたい、このように考えております。報告のほう以上となります。

**○久保田委員長** ただいまの報告を聞いて、確認したい事項のある委員はおりますか。——それでは、執行部への確認を終わります。

ここで、委員長である私から申し上げます。私としては、保育士や保育教諭・幼稚園教諭の処遇改善について、今任期も引き続き福祉厚生常任委員会で調査をしていきたいと考えます。この件について委員会で協議を行いたいと思います。御意見のある委員はおりますか。

金澤委員。

**○金澤委員** ぜひ、今任期中もその問題について協議していくことに賛成です。

**○久保田委員長** ほかはありませんか。

遠山委員。

**○遠山委員** 請願のときもそうだったんですけど、請願者の方からも柏とか松戸のほうからの情報を提示されたりということなんで、あとは茨城県内ももうちょっと、私たちもまず調べていくことから始めていくといいのかなと思うんです。6月——次の6月定例会までに意見交換会があるので、そのほかで1日ぐらいちょっとこう集まって、今後のどう取り組んでいくかという、そういった具体策というか、具体的にどう取り組んでいくか、相談、会議などもしていいんじゃないかなと思うんですけど。今年度1年で検討していくという、執行部、担当課のほうからもそういう説明あるんで、あんまり悠長に、私たち議会のほうで何かこう、そちらにだけ任せてはおけないのかなと思うんで1回集まってはどうか。どういうふうに進めるかという協議をする意味で。今日は早いからね。どういふことに取り組むかという相談。

**○久保田委員長** 一旦休憩いたします。

午前 11 時 56 分休憩

午後 0 時 01 分開議

○久保田委員長 再開いたします。

それでは、保育士や保育教諭・幼稚園教諭の処遇改善について、今任期も引き続き、福祉厚生常任委員会で調査をしていきたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 異議なしと認めます。それでは、保育士や保育教諭・幼稚園教諭の処遇改善について、今任期、福祉厚生常任委員会で調査をしていくことに決定しました。

以上で、本委員会の全ての日程が終了しました。

これで、福祉厚生常任委員会を閉会します。

午後 0 時 01 分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

福祉厚生常任委員会委員長

---